

自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子）について、申立人母子の県外への避難に伴う避難費用等のほか、避難により申立人子の監護を同市内に居住する申立外の祖父母に依頼できなくなった結果、新たに幼稚園に入園させる必要が生じたこと等を考慮し、生活費増加費用（幼稚園に要する費用の3割相当額等）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

平成23年分

(1) 精神的損害、生活費増加費用及び移動費用 金1,280,000円
(平成23年3月11日～同月12月末日)

平成24年以降分

- (2) 避難費用（面会交通費） 金561,600円
(平成24年1月1日～同26年3月29日)
- (3) 避難費用（避難交通費） 金5,000円
(平成24年2月25日)
- (4) 避難費用（引越費用） 金64,000円
(同上)
- (5) 避難費用（一時帰宅費用） 金41,600円
(平成24年6月、同25年12月)
- (6) 避難費用（避難交通費（帰還費用）） 金10,400円
(平成26年3月29日)
- (7) 避難費用（引越費用（帰還費用）） 金96,000円
(同上)
- (8) 生活費増加費用（二重生活に基づく生活費増加費用） 金810,000円
(平成24年1月1日～同26年3月29日)
- (9) 生活費増加費用（教育費増加費用） 金262,761円
(平成24年4月～同26年3月)
- (10) 避難雑費 金1,080,000円
(平成24年1月1日～同26年3月29日)
- (11) ガイガーカウンター購入費 金129,150円
(平成23年6月11日)

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金4,340,511円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の和解金のうち金1,280,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1項(2)及び(10)記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年9月6日

(仲介委員 寺崎京)